

生存権は人権か？

静岡大学 根本 猛

はじめに

- ・生存権 健康で文化的な最低限度の生活を営む権利
分かりやすくいえば、社会保障は人権ということ
- ・人権って？
絵に描いた餅ではなく、侵害には救済があってこそ人権

☆最新の違憲判決はどれ？

- A. 女性のみでの再婚禁止期間(6ヶ月)
- B. 非嫡出子の法定相続分は嫡出子の半分
- C. 参議院選挙議員定数不均衡

1. プログラム規定説

- ・25条は人権ではなく目標という考え方
生存権実現にはお金がかかる＋健康で文化的な最低限度の生活を裁判官は決められない
- ・もちろん憲法学者や社会保障法学者は反発
オリンピック開催する前に生活保護を＋時代と社会を特定すればある程度は決められる

2. 代表的な生存権裁判

- ・朝日訴訟
衣食住の基本は満たされている入院患者の身の回り費用(日用品費)月額 600 円で健康で文化的な最低限度の生活といえるか？(1956年当時)
- ・高齢加算廃止訴訟 2004年～
70歳以上の生活保護受給者への高齢加算(月額18,000円)の廃止は、健康で文化的な最低限度の生活を保障する憲法・生活保護法に違反しないか？

最高裁は、健康で文化的な最低限度の生活の中身を決めるのは厚生大臣(現在は厚生労働大臣)という立場 ただ完全にお任せではなく、著しく低い保護基準の設定など裁量権の逸脱・濫用あれば違法

2判決では裁量の範囲内 裁量権の逸脱・濫用が認められたのは、高校進学のための学資保険(満期金50万円)の資産認定くらい(生活費に回せ、その分の保護費は減額)

最後に

生存権は人権なのに生活保護は恥という風潮⇔100歳まで長生きして公的年金をたんまりもらってもバッシングされない

☆貧困問題に取り組む藤田孝典さん

生活保護も社会保険にして名目的な保険料(月額100円?)徴収しては?

(国民年金発足時(1961年)の保険料は100円!)

☆攻撃的な調査官解説

老齢加算廃止訴訟の最高裁判決—政府の対応はおかしくない、裁量権の範囲内という理由づけだが、驚きの調査官解説

こんなに厳しい世の中になっている(高度経済成長の終焉、勤労者の賃金抑制、財政赤字拡大、少子高齢化の進展)のに、原告らは何をたわけたことを言っているのかという調子なものには驚き、訴訟当事者の一方に肩入れしたり非難するのは裁判官の職分ではないはず

☆最高裁調査官って?

お年寄りの最高裁裁判官(ほとんど60歳代後半)の黒子

裁判官のエリートコース

ご関心あれば

原田國男『裁判の非情と人情』(岩波新書、2017年)

生活保護費引き下げは「国民感情を踏まえたもの」。違憲との訴えは認められず

6/25(木) 18:54 配信 312



BuzzFeed
J A P A N

2013年8月以降の生活保護費引き下げは生存権を保障する憲法25条と生活保護法8条に違反するとして、愛知県内の生活保護受給者が自治体と国に引き下げの取り消しなどを求めた訴訟の判決が6月25日、名古屋地裁で言い渡された。角谷昌毅裁判長は原告の請求をいずれも棄却。生活保護費引き下げは違憲であるという原告側の主張が認められることはなかった。角谷裁判長は生活保護費の引き下げは「国民感情や国の財政事情を踏まえたもの」とし、原告の主張は採用することができないとしている。【BuzzFeed Japan / 千葉雄登】

生活保護費引き下げの経緯を振り返る



厚生労働省は2013年8月から3回にわけ、生活保護基準のうち生活費に関する生活扶助基準を平均6.5%、最大で10%引き下げた。

生活保護基準は生活保護だけでなく、最低賃金や地方税の減免、介護保険料の減額なども連動しており、その影響は生活保護受給者だけに止まらない。

時事通信

政府はデフレによる物価の下落が2008年から2011年にかけて確認されていることなどを生活保護費の引き下げの理由として挙げる。

だが、原告はこの生活保護費引き下げの根拠となっている物価の下落率が厚生労働省の専門部会で適切な手続きを経て、承認されたものではないことを問題視していた。

物価の下落率の計算方法についても、生活保護世帯の消費実態に基づく調査結果の数字ではなく、一般世帯の消費支出をもとに計算されているため、実態とかけ離れたものであると主張していた。

名古屋地裁「国民感情や国の財政事情を踏まえたもの」



判決によるといずれの争点についても、原告の主張は認められないとしている。

角谷裁判長は生活保護費の引き下げをめぐる、この決定が自民党の政策によるものであると認定している。

2020/11/20

生活保護費引き下げは「国民感情を踏まえたもの」。違憲との訴えは認められず (BuzzFeed Japan) - Yahoo!ニュース

名古屋地方裁判所・高等裁判所

その上で、この政策は「国民感情や国の財政事情を踏まえたもの」であり、生活扶助基準を改定するにあたり、これらの事情を考慮することができることは「明らかである」とした。

事実上、国の主張を全て肯定した形だ。

同様の訴訟は全国29都道府県で起こされており、名古屋地裁で言い渡された判決が初めての司法判断だ。今後、北海道や大阪、東京などでの判決を控えている。



アクセスランキング (国内)

- 1 行楽シーズンに冷や水 キャンセル増えて旅行会社ため息 朝日新聞デジタル 11/20(金) 6:30
- 2 若田さん、古川さん長期滞在へ 22、23年に国際宇宙ステーション 時事通信 11/20(金) 9:16
- 3 中央省庁20代キャリア87人が自己都合退職 6年前の4倍増 河野担



- 4 釣り中に応援要請「大物か」 6人で必死に引き揚げた命 朝日新聞デジタル 11/20(金) 8:00



- 5 洗濯って絶対朝に回すもの？ 生活習慣の呪縛はそこにも 朝日新聞デジタル 11/20(金) 7:00



PR 最も高い車買い取り会社はどこ？ スバット車買取比較



Yahoo! JAPAN広告